



平成20年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社 モ リ タ
代 表 者 名 代表取締役社長 中 島 正 博
(コード番号：6455、東・大証第1部)
問 合 せ 先 総務部長 村 井 信 也
(TEL 06-6756-0102)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第75回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成20年5月22日付『会社分割による「持株会社制」移行および商号変更に関するお知らせ』にてご通知のとおり、平成20年10月1日付をもって、会社分割による持株会社制へ移行することといたしております。つきましては、これに必要な商号や事業目的等につき、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成20年10月 1 日

以 上

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条 (商号) 当社は株式会社モリタと称する。 英文では、<u>MORITA CORPORATION</u> と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は株式会社 <u>モリタホールディングス</u>と称する。英文では、<u>MORITA HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。</p>
<p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営む<u>会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p>
<p>1. ~ 19. (条文省略)</p>	<p>(1) ~ (19) (現行どおり)</p>
<p>20. <u>前各号に関連する一切の業務</u></p>	<p>(抹消)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>当社は前項に付随関連する一切の業務を営むことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>管理間接業務を受託する。</u></p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>第18条 (取締役の定員) 当社は取締役 <u>15</u>名以内を置く。</p>	<p>第18条 (取締役の定員) 当社は取締役 <u>9</u>名以内を置く。</p>
<p>第23条 (招集) 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集する。ただし、<u>社長</u>に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p>	<p>第23条 (招集) 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>会長</u>がこれを招集する。ただし、<u>会長</u>に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第24条 (議長) 取締役会の議長は<u>社長</u>がこれにあたる。ただし、<u>社長</u>に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第24条 (議長) 取締役会の議長は<u>会長</u>がこれにあたる。ただし、<u>会長</u>に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>